③　試験内容
◎　多枝選択式（教養問題）40題
国会議員の政策担当秘書に相応した高度で幅広い内容を有する多枝選択式試験
◎　論文式（総合問題）３題のうち１題は必須、残りの２題中１題を選択
国会議員の政策担当秘書として必要な高度な企画力・分析力・構成力等を見る総合的な論文式試験
⑵　第２次試験
①　試験日　平成22年８月25日（水）
②　試験場　衆議院又は参議院（東京都千代田区永田町１－７－１）
③　試験内容　口述式
5　合格者発表
⑴　第１次試験　平成22年８月17日（火）　受験番号を掲示するとともに、合格者には郵送で通知する。
⑵　最終合格　平成22年９月10日（金）　受験番号及び氏名を掲示するとともに、官報に掲載し、第２次試験受験者（欠席者を除く。）には郵送で合否を通知する。
⑶　掲示場所等　いずれも参議院第二別館前及び衆議院第二別館前に午前９時30分に掲示して発表する。（参議院ホームページ及び衆議院ホームページにも合格者の受験番号を掲載する。）
6　受験申込用紙の交付
⑴　交付期間　平成22年４月13日（火）から５月14日（金）までとする。
ただし、郵便で請求する場合は、５月12日（水）必着とする。
⑵　入手方法
①　ダウンロードする場合　参議院ホームページ及び衆議院ホームページからダウンロードすることができる。
②　郵便で請求する場合　申込先は、参議院事務局庶務部議員課（〒100―0014 東京都千代田区永田町１－７－１）とする。封筒の表に「政策請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角型２号・Ａ４判が入る大きさ・折り畳み可）を必ず同封すること。
③　直接取りに来る場合　交付場所は、参議院議員面会所受付及び衆議院事務局庶務部議員課（土曜日、日曜日及び祝日等を除く午前９時30分から午後５時15分まで）とする。
7　受験手続
⑴　受験申込受付期間　平成22年５月６日(木)から５月14日（金）までとする。
（受験申込は郵送（特定記録郵便)とする。封筒の表に「政策受験申込」と朱書し、平成22年５月14日までの消印のあるものに限り受け付ける。）
⑵　書類提出先　参議院事務局庶務部議員課
⑶　提出書類　受験申込書、受験票、写真票
（受験資格確認のため、第１次試験合格者は、受験資格を証明する大学又は大学院の卒業又は修了（見込）証明書等及び住民票の写し（いずれも平成22年４月１日以降発行のもの）を第２次試験の際に提出すること。）
8　合格者の採用方法　本試験合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に登録され、衆議院議員又は参議院議員が、当該登録簿に登録された者の中から採用する。
9　その他　受験手続その他受験に関する問い合わせは、下記までとする。
〒100―0014　東京都千代田区永田町１－７－１
参議院事務局庶務部議員課
ＴＥＬ03（5521）7485
ホームページアドレス
http://www.sangiin.go.jp/
衆議院事務局庶務部議員課
ＴＥＬ03（3581）5165
ホームページアドレス
http://www.shugiin.go.jp/

資　　案

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

四月九日（金）
○一般案件（抜粋）
一、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について（決定）（外務・国土交通省）
一、外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について（決定）（外務・経済産業省）

公　　告

諮　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成22年４月３日から１か月間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。
平成 22 年４月 13 日
東京法務局長　山舗弥一郎
記
氏名　仲村　幸子
所属する司法書士会　東京司法書士会
登録番号　東京第4884号
事務所の所在地　東京都渋谷区渋谷３丁目28番７号青ビル５階
違反行為　非司法書士との提携等

司法書士法人懲戒処分公告

下記の司法書士法人については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第１項第２号の規定に基づき、平成22年４月３日から１か月間の司法書士業務の全部停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。
平成 22 年４月 13 日
東京法務局長　山舗弥一郎
記
名称　大和司法書士法人
所属する司法書士会　東京司法書士会
登録番号　11―00047
主たる事務所の所在地　東京都新宿区左門町14番地62―1503
違反行為　不当誘致行為等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成22年４月３日から１か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。
平成 22 年４月 13 日
東京法務局長　山舗弥一郎
記
氏名　三木啓二朗
所属する土地家屋調査士会　東京土地家屋調査士会
登録番号　東京第6207号
事務所の所在地　東京都世田谷区世田谷１丁目41番３―205号
違反行為　虚偽の調査、測量等

証 票 無 効

○　税理士会、税理士及び税理士法人検査章
平成21年７月10日交付　第09Ｃ001号
浜松西税務署　財務事務官　平野　　治　名義分
平成22年２月１日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成 22 年４月 13 日　　国　税　庁

○　税理士会、税理士及び税理士法人検査章
平成20年７月10日交付　第08Ｃ001号
浜松西税務署　財務事務官　田中　健二　名義分
平成22年２月１日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成 22 年４月 13 日　　国　税　庁

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年４月 13 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年３月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アサヒペン・ホームイングサービス　代表取締役　湯山　亨　大阪府大阪市鶴見区鶴見４－１－12
国土交通大臣許可（般―19）第10024号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内における建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注１）　「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。